

山県市庁舎ほか28施設の電力調達仕様書

1 概要

- (1) 件名 山県市庁舎ほか28施設の電力調達
- (2) 供給場所 山県市長が指定する場所（別紙1【住所】のとおり）
- (3) 供給建物 別紙1【施設名】のとおり
- (4) 業種及び用途 庁舎、小中学校、水道施設、文化施設など

2 仕様

(1) 供給電気方式等

- ア 電気方式 交流3相3線式 予備線なし
- イ 標準電圧 6,000ボルト
- ウ 標準周波数 60ヘルツ

(2) 予定契約電力、予定使用電力量等

- ア 別紙2のとおり
- イ 予定平均力率 100パーセント

(3) 供給期間 令和8年4月1日0時00分から令和10年3月31日24時00分まで

ただし、契約締結の日から令和8年3月31日までを準備期間とし無償とする。

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

(4) 電力量計

ア スマートメーター

別紙1「自動検針装置」のとおり（財産については山県市を供給区域とする一般送配電事業者のもとのである）

イ 検針日程

全29施設共に毎月末日とする

(5) 需給地点及び責任分界点 各施設の構内引込第1柱上開閉器の電源側接続点

(6) 供給期間中の電力の契約に景況するような電気設備の変更予定なし

(7) 耐雪用電力、自家発補給電力等の付帯契約なし

(8) 太陽光発電設備の有無 別紙1「太陽光発電設備の有無」のとおり

(9) 電力構成

以下のA、B又はCの電力（A、B、Cの混合による電力も可）の比率が100%とする。

A 非化石証書等を受けたFIT電力

B 非化石証書等を受けた非特定の電源から調達した電力

C 非FIT電力（再生可能エネルギー由来）

※A、Bの電力は、非化石証書等（トラッキング付非化石証書（再エネ指定）、グリーン電力証書又は再エネ電力由来J-クレジット）が付いていることを条件とする。

※Cの電力は、自らもしくは相対取引によって取得した再エネ指定の非FIT非化石証書が付いていることを条件とする。

3 その他特記事項

(1) 電気料金の計算方法

ア 1月（前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間）毎に算定する。

イ 基本料金=基本料金契約単価×契約電力×（185%－力率）

ウ 電力量料金=電力量料金単価×使用電力量+燃料費調整単価×使用電力量

- エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量
- オ 毎月の電気料金＝基本料金+電力量料金+再生可能エネルギー発電促進賦課金（消費税及び地方消費税相当分を含む。）
- カ 燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価及び適用期間は、原則、山県市を供給区域とする一般送配電事業者に準ずることとする。
- キ 契約電力及び最大需要電力の単位は、キロワットとし、小数点以下を四捨五入する。
- ク 使用電力量の単位は、キロワット時とし、小数点以下を四捨五入する。
- ケ 力率の単位は、パーセントとし、小数点以下を四捨五入する。
- コ 料金その他の計算における合計金額については、1円未満の端数は切り捨てる。

(2) 電気料金の請求及び支払い

- ア 電気料金の支払いは毎月とし、受注者は(1)に基づき算定された電気料金を発注者に請求するものとする。
- イ 毎月の検針票、請求書等の送付先は、別紙3のとおりとすること。
- ウ 請求の際には、請求書のほかに施設毎に内訳（最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、料金等）を添付すること。なお内訳等の送付先は、別紙3のとおりとすること。

(3) 供給業者

- ア 現在の供給業者：中部電力パワーグリッド株式会社
- イ 新電力への切り替え履歴：有

- (4) アフターサービス及びメンテナンスの体制を整備し、必要な場合は迅速に対応すること。
- (5) 今回の契約を実行するため、設備改造等の費用が発生する場合は、受注者負担とする。
- (6) 別紙1のうち NO.1・21・24 の施設については令和8年度6月初旬より、各施設に設置する太陽光発電設備からの電力需給を受ける（PPA事業）予定であり、別紙2のうち先の番号に係る施設の「太陽光発電（予定）」については現時点での予測数量である。
- (7) 令和8年4月1日 0時00分より各施設への電力供給が確実に実施されるための必要な手続き及び改修の一切は完了し、同日時間をもって電力供給が開始されること。
- (8) 契約日以降において特別な事情により各年度予算が確保できなくなった場合、市は契約を解除又は変更することができる。この場合の契約の解除又は変更により受注者が損害を被っても受注者は市に損害を請求することができない。
- (9) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者による協議のうえ定めるものとする。